

令和元年度事業報告

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）」及び定款に基づき、青森県内における生活衛生関係営業（生衛業）について、経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者利益の擁護を図ることを目的として、次の事業を実施した。

I 公益目的事業

1 生活衛生関係営業相談指導事業

実績件数 計 1,563 件（昨年度：1,579 件）【目標：1,400 件】

(1) 相談指導事業

生活衛生関係営業施設の整備、経営、税務及び衛生等に関する相談指導事業を次のとおり実施した。相談者からは、経営上の参考になった、これからもお願いしたい等の意見、感想があり、今後とも引き続き事業を継続実施することとする。

①相談室運営事業（消費者コールセンター事業併設）

事務所内に相談室を常設し、生衛業の衛生水準の向上並びに経営の近代化、合理化を推進するなどの相談指導を行うとともに、生衛業の利用者等からの苦情相談を受け付け、関係機関と連携し適切に対応した。

・相談延日数 64 日（昨年度：46 日）

・相談件数 83 件 [うち苦情0件]（昨年度：84 件）【目標：50 件】

対象業種	指導延日数	指導件数								備考
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
理容	5	1				3	1	2	7	
美容	7	1				4	1	4	10	
クリーニング	8					2	2	4	8	
興行	2					2			2	
旅館ホテル	6					3		4	7	
公衆浴場	10	3			1	2	1	7	14	
中華料理	1							1	1	
その他飲食	5					1	1	4	6	
すし	5	2				3	2	3	10	
料理等	7					4	1	4	8	
社交	5					3		3	6	
食肉	3	1				2		1	4	
合計	64	8			1	29	8	37	83	

②地区生活衛生営業相談指導事業

地域の実情に応じた相談指導事業の実施により生衛業の経営の健全化を促進するとともに衛

生水準の維持向上と組織強化を図るため、県内の3地区において、地区相談室を開設した。相談対応者として、日本政策金融公庫のほかに保健所職員等行政担当者を加えて欲しいとの要望があったことを踏まえ、平成25年度からは行政機関の参加協力を得て実施しており、平成30年度においても同様に実施した。相談者からは衛生法規の知識や衛生意識が向上したなどの感想があり、今後とも引き続き日本政策金融公庫及び行政機関の協力を得ながら事業を継続実施することとする。

- ・開催延日数 4日（昨年度：5日）
- ・相談件数 219件（昨年度：209件）【目標：200件】
- ・開催地区 青森市2回、弘前市1回、八戸市1回
（昨年度：青森市1回、弘前市1回、八戸市2回、むつ市1回）
（各1回については生活衛生関係営業改善資金等指導事業／「連絡会議」の終了後に実施）

対象業種	指 導 件 数								備考
	融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
理 容	25				25		25	75	
美 容	8				8		8	24	
クリーニング	6				6		6	18	
旅館ホテル	7				7		7	21	
公衆浴場	8				8		8	24	
す し	3				3		3	9	
料 理 等	11				11		11	33	
社 交	5				5		5	15	
合 計	73				73		73	219	

③巡回相談指導事業

生活衛生営業経営指導員による生衛業者店舗の巡回相談指導を実施した。より生衛業者の経営の安定と衛生水準の維持向上につながるとの認識のもとに平成26年度から巡回指導件数をこれまでの倍以上とし実施してきている。生衛業者からは今後も頻繁に訪問して欲しいなどの意見があり、今後とも同程度の件数を目途に継続実施することとする。

- ・指導延日数 162日（昨年度：222日）
- ・相談件数 861件（昨年度：893件）【目標：850件】

対象業種	指 導 延日数	指 導 件 数								備考
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
理 容	29	71				70	10	72	223	
美 容	26	88				86	15	90	279	
クリーニング	17	22				22	4	26	74	
興 行	4	2				2	1	4	9	
旅館ホテル	5	4				4	1	6	15	
公衆浴場	12	10				10	1	12	33	
めん類	13	13				12	3	13	41	
中華料理	8	8				7	2	8	25	

その他飲食	7	7			7	1	7	22	
すし	18	18			17	3	20	58	
料理等	5	3			2	1	5	11	
食肉販売	12	16			16	2	18	52	
喫茶	6	6			5	2	6	19	
合計	162	268			260	46	287	861	

④その他特別相談指導

厚生労働省の生衛業に係る特別政策推進事業について、(公財) 全国生活衛生営業指導センター等が受託・補助により (公財) 都道府県生活衛生営業指導センターと連携し実施する事業

○[生衛業受動喫煙防止対策事業]

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号)の趣旨に鑑み生衛業者の受動喫煙防止対策を推進することを目的として、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく労働者災害補償保険の適用を受けない生衛業者(いわゆる一人親方)が喫煙専用室を設置するなどの措置のために必要な費用の一部について、(公財) 全国生活衛生営業指導センターが(公財) 都道府県生活衛生営業指導センターと連携し助成金を交付する事業であり、準備期間を経て令和元年12月10日から開始した。

- ・生衛業受動喫煙防止対策助成金の窓口(チラシ)

作成 5,000枚 送付 3,000枚

- ・生衛業受動喫煙防止対策助成金に係る資料送付 204部

〔チラシ(生活衛生営業を営む事業主の皆様へ)、冊子(実施要綱、手引き、質疑応答集)、様式、各種ステッカー〕

- ・助成金実績 0件

(2) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業

①専門的経営指導等の実施により、生衛業の健全な発展と衛生向上及び確保に資するとともに、小企業者等を金融面から補完し経営の改善を促進することを目的とし、生活衛生関係営業経営改善資金融資制度に基づき、生活衛生営業経営特別相談員(特相員)による融資指導を実施した。

- ・特相員 12名(昨年度: 7名)
- ・申込件数 33件(昨年度: 44件)
- ・指導件数 33件(昨年度: 44件)【目標: 50件】
- ・指導延日数 33日(昨年度: 44日)

対象業種	特別相談員数	融資申込件数	融資指導件数	融資指導延日数	備考
理容	5	21	21	21	
クリーニング	1	2	2	2	
料理飲食業	5	5	5	5	
社交飲食業	1	5	5	5	
合計	12	33	33	33	

②生活衛生関係営業特別指導事業

特相員による生衛業者店舗の巡回相談指導を実施した。アンケート調査は生衛業店舗の融資等相談指導活動を行うために店舗を訪問するための有用なきっかけ・手段となることから、今年度においてもアンケート調査と併せて実施した。

ア 巡回指導

特相員が生衛業者を巡回しアンケート調査と併せて経営、融資等に係る相談指導を行った。

- ・特相員 65名（昨年度：52名）
- ・指導延日数 65日（昨年度：52日）
- ・指導件数 367件（昨年度：349件）【目標：250件】

対象業種	特別相談員数	特別指導件数	特別指導延日数	備考
理容	21	123	21	
美容	8	50	8	
クリーニング	5	26	5	
旅館ホテル	7	15	7	
公衆浴場	5	10	5	
すし	2	18	2	
料理飲食業	11	90	11	
社交飲食業	5	32	5	
食肉販売	1	3	1	
合計	65	367	65	

(アンケート調査の概要)

青森県内における生衛業（生活衛生関係営業）の経営の健全化及び振興に資することを目的として、生衛業者の方を対象にアンケート調査を実施してきています。

令和元年度のアンケート調査は、昨年度と同様に、組合活動推進月間の活動を兼ねて実施することとし、アンケート調査票には関係する解説等を加えることにより、生衛組合加入者の方には生衛法に基づく融資制度等についてより理解が深まるように、生衛組合に加入されていない非組合員の方には組合に加入しようとする意欲を高めることにつながるように工夫しました。また、一昨年度の調査結果において、日本政策金融公庫については、組合員はほぼ全員、また、非組合員でもほぼ8割の方が知っていたことを踏まえ、今回の調査では昨年度に引き続き、生衛業者に関連した公庫の貸付制度について一歩踏み込んだ項目を選定しました。

調査は特相員（経営特別相談員）の方など、56人の方に調査をお願いし実施しました。

調査結果は概ね次のとおりです。

- (1) 日本政策金融公庫の生衛業者を対象とした貸付制度については、組合員では9割以上の方が知っていましたが、非組合員では半数以上の方が知りませんでした。
- (2) 非組合員が利用できる一般貸付は設備資金が対象であり、運転資金は対象外であることについては、組合員では約6割の方が知っていたのに対し、非組合員では約9割の方が知りませんでした。
- (3) 組合員には低い利率の貸付制度があり、設備及び運転資金の両方を利用できることについて

は、組合員では7割の方が知っていましたが、非組合員では約8割の方が知りませんでした。今回の調査にご回答いただいた方は340店舗でした。そのうち非組合員は188店舗(55%)であり、半数を上回り、アンケート調査票等をこれら多くの非組合員の方にお渡しできたこと、また、日本政策金融公庫の貸付制度のことを知らなかった方に、今回のアンケート調査によって、少しでも知っていただく機会をつくれたことは大きな成果であったと思います。調査員の方のご尽力に感謝いたします。

今回の調査において気づいたことや意見などの中に、「アンケート調査を郵送して実施するとか見直してはどうか」というご意見がありました。本調査については特相員の業務である生衛業者に対する融資等の相談・指導の一環として、特相員の方々にアンケートを通じた巡回指導をお願いしていますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

今回の調査結果及び調査において気づいたことや意見などを今後の活動に活かしてまいりたいと思います。また、生衛組合、公庫、行政当局など関係機関に情報提供することとします。

【調査において気づいたことや意見などは次のとおりでした】

【組合】1 若い方々の所へ行ってきました。組合の事とかも云ってみましたが、意外に知らないのではと思いました。2 これから会員(組合員)を増やすためには若い方をターゲットとした施策が必要と感じます。3 また、金銭面でのメリットを感じられるものも必要と感じました。4 今回の訪問で新規に2店舗組合への加入が決まりました。5 みなさん”生衛組合”のことをご存知ない方ばかり。6 組合員になった場合のメリットを感じない。【特相員】7 実際借入れの際には相談員と話し合っている。【センター】8 生衛業指導センターに関心がないように感じました。【公庫】9 理容業者は組合員、非組合員とも公庫の貸付制度は知っていた。10 すし店、料理店に関わらず、高齢の方ほど金融公庫さんの貸付制度を知らないのには、正直びっくりしました。11 若い方々は内容まではくわしく知らなかったが、貸付制度の存在は知っているといった内容でした。【融資】12 わりと知られていない。13 組合員でもあっても、一般貸付及び設備・運転の内容は理解していない。14 ある経営者は商工会議所を通して借入れしてるようです。15 借入れの際にはホームページでよく勉強されている人が数人いた。16 組合加入者は貸付制度について周知しており、PR等が行き渡っていると感じました。17 高齢化に伴い、融資を受けたくても返済が不安で、もうお金は借りられないという意志が強いと思いました。18 今は一般金融機関の金利が安いのでそっちで借りる話をされました。むしろ自分もそっちにすれば?と言われました。19 生衛組合に加入していない店舗に行ったら、利率1.21%を見て「高いな」と、自分は担保ありで公庫から0.7%で融資を受けていると言われた。20 利率が低くなっても売上(申告書)を他の人に見られるのに抵抗がある。21 組合員の方でも貸付制度は知っているが、利用できる内容は知らないという方がほとんどでした。22 運転資金の貸付が組合員のみ対象となることに興味を示した店が多かった。23 組合員でも年末に向け運転資金の需要があるが、景気の動向が不確実のため返済に向けて二の足を踏む店が多々あった。24 運転資金の貸付ができることを非組合員の方は、ほとんど知りませんでした。25 組合員以外の方は、公庫の融資制度の認知度が低いことに調査結果として認識させられました。【経営】26 先行き不安な経営をしている。その理由は客数の減少と売上の減少が続いているとの事です。27 組合員でない70代の男性が、高齢だし借入れすることもないから、このまま現状でやっていくと話していました。28 借入を考えなくてもよい順調に経営しているような方々に感じました。29 売上の減少で経費を節約したい。【調査】30 若年層の方は今後のことを考えているので、話も聞いてくれるが、高齢者は「もう終わりですから・・・」と返事が返ってき

ます。31 みなさん気軽に協力してくれました。32 非組合員の数店舗を訪問したのですが、あまり協力いただけず、アンケート調査へのご協力をお願い書だけ渡すことでご理解して頂きました。33 皆様、アンケートは快く書いてくれました。34 アンケート調査を見直してはいかがでしょうか。調査員活動費を無しにして指導センターが業者をピックアップして、無記名返信用封筒を同封し、アンケート依頼を郵送してはいかがでしょうか。35 逆に若い方は積極的に質問を受け好印象でした。【全般】36 今回初めてクリーニング店に調査に伺ったところ、弘前のクリーニング組合は解散したとのことで驚きました。37 後継者がいなく、いつまで組合に加入しているかわからない。組合を脱退した後でも、公庫の借入実績によって低金利で借入れできる制度があってほしい。38 どうしても高齢の方（60歳以上）は、新しい事に一步踏み出す気持ちが弱いのか聞くのも他人事の様に感じました。39 毎年の事ながらとても難しいです。でも皆様は心ゆるしてくれてありがたいと思っております。大して役に立っているか、いないかが心配です。ありがとうございます。

イ 連絡会議の開催

生活衛生関係営業特別指導事業の効果的な推進を図るため、行政機関（県（市）保健衛生担当）、日本政策金融公庫、生衛組合及び生活衛生営業経営特別相談員による連絡会議を開催した。

・開催地区：青森市3回、弘前市1回、八戸市1回

（昨年度：青森市3回、弘前市1回、八戸市1回）

開催日時	開催場所	議 題	出席者
R1. 9. 2	ホテルニューキャッスル (弘前市)	・生活衛生関係融資制度について ・衛生指導について ・アンケート調査について	生衛組合 13名 行政機関 2名 日本政策金融公庫 1名 指導センター 4名
R1. 9. 9	ホテル青森 (青森市)	・生活衛生関係融資制度について ・衛生指導について ・アンケート調査について	生衛組合 30名 行政機関 4名 日本政策金融公庫 1名 指導センター 5名
R1. 9. 30	八戸プラザホテル (八戸市)	・生活衛生関係融資制度について ・衛生指導について ・アンケート調査について	生衛組合 13名 行政機関 4名 日本政策金融公庫 1名 指導センター 4名
R1. 10. 11	青森国際ホテル (青森市)	・衛生水準の確保・向上事業推進 会議	生衛組合 15名 行政機関 10名 日本政策金融公庫 3名 指導センター 5名
R2. 2. 14	青森国際ホテル (青森市)	・衛生水準の確保・向上事業推進 会議	生衛組合 8名 行政機関 1名 日本政策金融公庫 3名 指導センター 4名

2 生活衛生関係営業経営改善促進事業

(1) 生活衛生関係営業再生特別支援事業

生衛業者の経営指導体制の強化を図り再生可能な業者に専門的かつ的確に経営改善を促し早期に再生することを目的として、再生支援に関わる人材育成を図るため、生活衛生営業経営特

別相談員、組合役職員等を対象として研修会を開催した。

・開催地区：青森市2回、弘前市2回、八戸市2回

(昨年度：青森市3回、弘前市2回、八戸市1回)

開催日時	開催場所	研修内容	受講人数
R1. 9. 2	(弘前市)	・儲かるお店の経営ノウハウ (連絡会議と同時開催)	13名
R1. 9. 9	(青森市)	・儲かるお店の経営ノウハウ (連絡会議と同時開催)	30名
R1. 9. 30	(八戸市)	・儲かるお店の経営ノウハウ (連絡会議と同時開催)	13名
R1. 9. 30	(青森市)	・地方の繁盛飲食店のノウハウ (日本政策金融公庫青森支店と連携)	5名
R1. 10. 1	(弘前市)	・地方の繁盛飲食店のノウハウ (日本政策金融公庫弘前支店と連携)	3名
R1. 10. 2	(八戸市)	・地方の繁盛飲食店のノウハウ (日本政策金融公庫八戸支店と連携)	8名
R1. 10. 28	(青森市)	・収益改善のヒント ・最低賃金制度と業務改善助成金等について ・生産性向上ガイドライン・マニュアルの活用方法概要 ・衛経の限度額拡充に関する留意事項について ・生活衛生関係営業経営改善資金融資制度 (特別相談員研修会と同時開催)	37名

*研修内容についてのアンケート結果は、「非常によかった」及び「よかった」は概ね70%を超えており、全体的満足度が高く、今後も継続して欲しいとの意見が多かった。今後も受講者の意見を踏まえた研修内容を企画し継続実施することとする。

(2) 健康・福祉対策推進等事業

生衛業が社会的要請に応じる方策として、受動喫煙防止への取組、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等による食中毒や感染症拡大防止等、的確な対応や対策による普及啓発を図るため、県内各地域において、生衛組合との共催による講習会を開催した。

【講習会の開催】

・開催回数：18回(昨年度：23回)【目標：年10回】

・受講人員：737名(昨年度：994名)【目標：500名】

組合名	支部名	開催日	講習テーマ	受講者数
理 容	黒石	R1. 8. 26	衛生遵守講習会	37
	十和田	R1. 9. 9	理容業衛生消毒講習会	23
	むつ下北	R1. 9. 9	衛生消毒講習会	43
	弘前	R1. 10. 7	理容業衛生消毒講習会	43
	五戸	R1. 10. 28	理容業衛生消毒講習会	16
	青森	R1. 11. 11	理容業衛生消毒講習会	56
	八戸	R1. 11. 11	理容業衛生消毒講習会	94
	野辺地	R1. 11. 18	理容業衛生消毒講習会	26

理 容	十和田	R1. 11. 18	健康増進法の改正	23
	三沢	R1. 12. 2	理容業衛生消毒講習会	47
			計	408
美 容 業	弘前	R1. 5. 13	衛生管理講習会	44
	三沢・七戸	R1. 6. 10	衛生管理講習会	62
	十和田	R1. 8. 19	衛生管理講習会	37
	北五・西郡	R1. 10. 21	衛生管理講習会	25
	八戸	R1. 11. 11	衛生管理講習会	50
	むつ	R1. 11. 11	衛生管理講習会	31
	青森	R1. 12. 2	衛生管理講習会	33
			計	282
旅 館 ホ テ ル	青森	R1. 7. 18	夏期食品衛生講習会	47
		合計	737	

*講習会についてのアンケート結果では、「大変参考になった」と及び「参考になった」はいずれも80%を超えており、全体的満足度が高く、今後も継続して欲しいとの意見が多かった。今後も受講者の意見を踏まえた研修内容を企画し継続実施することとする。

3 情報化整備事業

生衛業に関する情報の収集と分析、蓄積することで、的確で効率的な相談指導体制を推進し、生衛業の振興及び衛生水準の維持向上を図るため、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターで構築している「生衛業情報ネットワーク/生衛業者等名簿情報管理・アンケート集計機能」等を利用し業務全般の処理の効率化を行った。また、ホームページを随時更新し、生衛業者及び利用者・消費者に情報提供を行った。

また、組合に加入していない生衛業者の方からの窓口相談は、経路としてホームページの場合が多くあることから、平成26年度から、当指導センターのホームページアドレスを記載した資料を巡回指導の際に、研修会及び講習会において受講者に、さらに他機関研修会講師として参加した場合に受講者に配付することなどにより広報を行った。

- ・ホームページアクセス件数 10,613件（昨年度：8,430件）【目標：8,000件】
- ・ホームページアドレス広報 637件（昨年度：666件）【目標：350件】

4 受託事業

(1) 生活衛生営業経営特別相談員研修会事業（特相員研修会）

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として、特相員が生衛業における業界の自主的な実践活動として行う経営相談指導事業の強化を図るため、その業務上必要な知識の習得、資質と能力の向上を目的として、研修会を実施した。

- ・開催地区 青森市 35名（昨年度：青森市 38名）

開催日時 開催場所	研 修 内 容	受講人数
R1. 10. 28 ホテル青森	○収益改善のヒント 中村社会保険労務士 中小企業診断士事務所代表 中村 貴志 ○最低賃金制度と業務改善助成金等について 青森労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進指導官 小丹波 学 ○生産性向上ガイドライン・マニュアルの活用方法概要 (公財)青森県生活衛生営業指導センター 指導部長 小山内 加代子 ○衛経の限度額拡充に関する留意事項について ○生活衛生関係営業経営改善資金融資制度について 日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生融資部 グループリーダー代理 谷川 豪	特相員 35名

(2) 生活衛生関係営業景気動向等調査事業

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として、県内の生衛業の景気や設備投資動向、経営状況等について調査を実施し、生衛業の指導、消費者対策を行ううえで必要なデータを収集した。【目標：年4回実施】

①生衛業経営状況調査

- ・対象者 県内生衛業者 70件 (延べ280件)
- ・実施時期 年4回 (昨年度：年4回)
- ・調査担当者 経営指導員、経営特別相談員
- ・回収率 267件 (68、67、64、68) 95% (昨年度：94%)

②景気動向等アンケート調査

- ・対象者 県内生衛業者 70件 (延べ280件)
- ・実施時期 年4回 (昨年度：年4回)
- ・調査担当者 経営指導員、経営特別相談員
- ・回収率 263件 (68、65、64、66) 94% (昨年度：93%)

5 標準営業約款事業

(1) 標準営業約款の登録

標準営業約款制度は、消費者の利益擁護の観点から、理容業、美容業、クリーニング業など国民の日常生活に密接に関連する営業である生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便を図ることを目的として、昭和54年に生衛法を改正し創設されたものである。

同制度に基づき、厚生労働大臣が指定する5業種に属する営業を営む者から標準営業約款に従って営業を行おうとする旨の申出があった者について登録を行った。

- ・再登録者該当者への案内 (通知) 送付数 10件 【目標：該当者全員に通知】

令和元年度登録状況（青森県）

登録月	理容業		美容業		クリーニング業		合計	
	新規登録	再登録	新規登録	再登録	新規登録	再登録	新規登録	再登録
8月	0	0 (0)	0	0 (0)	0	3 (3)	0	3 (3)
2月	0	4 (6)	0	0 (0)	0	1 (1)	0	5 (7)
合計	0	4 (6)	0	0 (0)	0	4 (4)	0	8 (10)

() は更新対象となった店舗数

(参考) 令和2年3月現在登録件数（青森県）

理容業	美容業	クリーニング業	めん類飲食店	一般飲食店	合計
70	19	20	0	0	109
(74)	(19)	(20)	(0)	(0)	(113)
【 75 】	【 21 】	【 21 】	【 0 】	【 0 】	【 117 】

() は平成31年2月現在登録件数

【 】は平成30年2月現在登録件数

(2) 広報事業

標準営業約款（Sマーク）普及登録促進月間（11月）において、生衛組合及び関係機関と連携し、営業者はもとより、広く利用者又は消費者に対して標準営業約款制度の周知広報を行うことを目的として、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが作成したポスター等を生衛組合、標準営業約款登録店、青森県担当課、県内市町村担当課及び県（市）保健所等に送付し、本制度の普及及びリーフレットの配布について支援協力依頼をした。

- ・広報資料送付 1回（昨年度：1回）【目標：年1回】

6 クリーニング師研修等事業

クリーニング師の資質の向上及びクリーニング業務従事者の資質の向上、知識の習得及び技能の向上を図ることを目的として、クリーニング業法に基づき県知事が指定するクリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習及び特管物講習（特別管理産業廃棄物管理責任者資格講習）について、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として実施した。【目標：年1回以上】

(1) クリーニング師研修 受講者 64名

- 第1型（研修） : 1回 受講者 32名
- 第2型（通信） : 1回 受講者 32名
- 特管物講習 : 1回 受講者 5名（うち第1型（研修）同時受講4名）

開催日	会場	受講者数			
		初回	継続	計	特管物講習
R1. 10. 27	第1型：(青森市) ホテル青森	10 (あわせて 特管物講習 受講者 4)	22 (あわせて 特管物講習 受講者 0)	32	5 (うち 特管物講習 のみ受講 1)
R1. 11. 1 ～ R2. 1. 10	第2型：通信による	7	25	32	—

	合 計	17 (あわせて 特管物講習 受講者 4)	47 (あわせて 特管物講習 受講者 0)	64	5 (うち 特管物講習 のみ受講 1)
--	------------	--------------------------------	--------------------------------	----	------------------------------

(2) クリーニング業務従事者講習 31名

第1型(講習) : 1回 受講者 8名

第2型(通信) : 1回 受講者 23名

開催日	会 場	受講者数		
		初回	継続	計
R1. 10. 27	第1型：(青森市) ホテル青森	8	0	8
R1. 11. 1 ～ R2. 1. 10	第2型：通信による	11	12	23
	合 計	19	12	31

なお、クリーニング師については業務に従事した後1年以内に、また、その後3年ごとに研修が義務付けられ、取次店における業務従事者についてはその従事者総数の5分の1の者に対して開設後1年以内に、また、その後3年ごとに講習を受けさせなければならないとされており、クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習は3年を1クールとし、令和元年度から令和3年度までの3年は第11クールとなっている。

本県における第11クルールの開催状況(予定)は次のとおりである。

年 度	クリーニング師研修開催地	業務従事者講習開催地
令和元年度	第1型：青森市 第2型：通信による	第1型：青森市 第2型：通信による
令和2年度 (予定)	第1型：弘前市、五所川原市、青森市 第2型：通信による	第1型：弘前市、五所川原市、青森市 第2型：通信による
令和3年度 (予定)	第1型：八戸市、むつ市、東北町、 青森市 第2型：通信による	第1型：八戸市、むつ市、東北町、 青森市 第2型：通信による

* 「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習

令和元年度 : 青森市(1回)

令和2年度(予定) : 青森市、弘前市、五所川原市(各1回)

令和3年度(予定) : 青森市(1回)

II その他の事業

1 生活衛生関係営業振興事業

生活衛生関係営業の経営に対する県民の理解を深め、また、県民からの意見を取り入れて振興及び活性化を図る事業、後継者の育成を図る事業及び地域福祉に貢献する事業を実施することにより、生活衛生関係営業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを目的として、生衛組合が実施した次の事業について、その実施に要する経費を助成した。

(1) 振興及び活性化促進事業【目標：年1回以上】

生衛業に対する知識の啓発普及を行うなどにより生衛業の振興及び活性化を図る事業

組合名	実施日	事業名及び内容	備考
理 容	R1. 6. 3	県内講師によるニューヘアの実演、毛髪診断、アイスパ、ヘッドスパの実演、エステシェービングの実演を通じて消費者とふれあうとともに、組合加盟店が安全・衛生・安心であることをアピールした。 (後継者育成事業としても実施)	参加者 200人
クリーニング	R1. 9. 1 ～ R1. 12. 5	組合加盟店に「クリーニングの日」ポスター・アンケート用紙を配布。クリーニング店に関するアンケート調査をテレビ・ホームページで告知、回答者に抽選でクリーニングギフト券を贈呈した。	アンケート総数 1,318枚
公衆浴場業	R1. 11. 27 ～ R1. 12. 23	当組合浴場経営者（葎の湯（むつ市）、八戸中央温泉卵湯（八戸市）、柏木温泉（平川市）、フラワー温泉（青森市））を対象に、実施浴場最寄りの保健師さんによる血圧測定・健康体操・個別相談を実施した。 銭湯利用者の60歳以上の方を対象に、保健師さんによる、テーマに沿ったお話、希望者の血圧測定、個別に健康相談を実施し、終了後、各々無料入浴。 (地域福祉増進事業としても実施)	参加施設 4店 参加者 延べ81人
興 行	R1. 11. 1 ～ R2. 1. 31	話題作品の見どころを作成しエフエム青森により紹介したほか、ホームページを活用し広報した。	ラジオ及び ホームページで 広報
料理飲食業	R1. 6. 1 ～ R2. 2. 28	肥満率の高い児童、その中でも運動部活系の小学生を対象にアンケートをとり、組合員と東北女子短大の学生・先生方の協力を得て、「あおもりアスリート弁当」の開発をし、完成させた。昨年度までに完成させた健康食育弁当を福祉施設に提供した。 (地域福祉増進事業としても実施)	参加者 延べ100人
社交飲食業	R1. 11. 24	県民、生衛組合員を対象として、八戸市内ホテルにおいて社交フェスティバルを行い、生衛業の活性化を図った。	参加者 120人

(2) 後継者育成事業【目標：年1回以上】

講習会等を開催し経営者や従事者等の技術向上を図り後継者の育成を図る事業

組合名	実施日	事業名及び内容	備考
理 容	R1. 6. 3	県内講師によるニューヘアの実演、毛髪診断、アイスパ、ヘッドスパの実演、エステシェービングの実演を通じて消費者とふれあうとともに、組合加盟店が安全・衛生・安心であることをアピールした。 (振興及び活性化促進事業としても実施)	参加者 200人
美 容 業	R1. 6. 24	カリスマ美容師によるカット等の実演・展示により、経営者や従事者の技術向上を図り、後継者の育成を図った。	参加者 139人
旅 館 ホ テ ル	R1. 10. 31 ～ R1. 11. 14	経営者や従事者等の専門的技術向上を図り後継者の育成を図るため、県内6会場において接客マナー技術向上研修会を実施した。	参加者 延べ73人

(3) 地域福祉増進事業【目標：年1回以上】

高齢者や社会福祉施設等への訪問サービスを実施し地域福祉に貢献する事業

組合名	実施日	事業名及び内容	備考
公衆浴場業	R1. 11. 27 ～ R1. 12. 23	当組合浴場経営者（葎の湯（むつ市）、八戸中央温泉卵湯（八戸市）、柏木温泉（平川市）、フラワー温泉（青森市））を対象に、実施浴場最寄りの保健師さんによる血圧測定・健康体操・個別相談を実施した。 銭湯利用者の60歳以上の方を対象に、保健師さんによる、テーマに沿ったお話、希望者の血圧測定、個別に健康相談を実施し、終了後、各々無料入浴。 (振興及び活性化促進事業としても実施)	参加施設 4店 参加者 延べ81人
す し 業	R1. 10. 12	障がい者支援施設（社会福祉法人道友会）へ訪問し、寿司職人の握る姿を目の前で見ながら、握りたての寿司を食べて頂くことにより地域福祉に貢献した。	参加者 138名
食 肉	R1. 9. 29	児童福祉施設において、青森県産短角牛の焼肉を目の前で調理して参加者に振る舞い、地域福祉に貢献した。	参加者 96名
料理飲食業	R1. 6. 1 ～ R2. 2. 28	肥満率の高い児童、その中でも運動部活系の小学生を対象にアンケートをとり、組合員と東北女子短大の学生・先生方の協力を得て、「あおもりアスリート弁当」の開発をし、完成させた。昨年度までに完成させた健康食育弁当を福祉施設に提供した。 (振興及び活性化促進事業としても実施)	参加者 延べ100人

Ⅲ法人管理

1 役員及び評議員に関する事項

平成30年6月12日に、任期満了に伴い役員（理事10名及び監事2名）が退任、評議員1名が辞任し、平成30年6月13日に役員12名及び評議員1名が就任した。以後、異動はない。

2 事業計画等に関する事項

令和元年度事業計画書等については平成31年3月11日付で、平成30年度事業報告書等については令和元年6月20日付で青森県（公益財団法人所管）に提出した。

また、令和2年度事業計画書等については令和2年3月2日付で提出した。

3 運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査

青森県公益認定等審議会事務局により3年に1度実施される運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査を令和元年7月31日に受検した。受検に先立ち事前チェックシートを令和元年6月27日提出した。立入検査結果は全項目「適」であり、指導事項についても「なし」であった。

4 会議に関する事項

(1) 理事会の開催

通常理事会を年2回、また、臨時理事会については必要がある場合に開催することとしており、令和元年度は次のとおり開催した。

開催年月日	議 案 等
R1. 5.21 (通常理事会)	理事長（代表理事）職務執行状況の報告 ①平成30年度事業報告及び付属明細書の承認について ②平成30年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び付属明細書並びに財産目録の承認について （監 査 報 告） ③定時評議員会の招集（決議の省略）について
R2. 2.17 (通常理事会)	理事長（代表理事）職務執行状況の報告 ①令和元年度標準営業約款の登録について ②現金、有価証券、通帳及び銀行印等の保管管理について ③公益通報者保護法に基づく内部通報制度の運用について ④令和元年度青森県公社等経営評価の結果について ⑤今後の人事計画について ⑥令和2年度事業計画書及び収支予算書等の承認について ⑦特定資産取崩しについて ⑧臨時評議員会の招集（決議の省略）について

(2) 評議員会の開催

定時評議員会を年1回（毎事業年度終了後3ヶ月以内）、また、臨時評議員会を年1回毎事業年度開始前に、及び、その他必要がある場合に開催することとしており、令和元年度は次のとおり開催した。

開催年月日	議 案 等
R1. 6. 6 (定時評議員会) (決議の省略)	①平成30年度事業報告及び付属明細書の報告について ②平成30年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び付属明細書並びに財産目録の承認について
R2. 2. 20 (臨時評議員会) (決議の省略)	①令和元年度標準営業約款の登録について ②現金、有価証券、通帳及び銀行印等の保管管理について ③公益通報者保護法に基づく内部通報制度の運用について ④令和元年度青森県公社等経営評価の結果について ⑤今後の人事計画について ⑥令和2年度事業計画書及び収支予算書等の承認について ⑦特定資産取崩しについて

(3) 監事監査等の実施

監事により理事の職務執行状況及び法人の計算書類・事業報告等を監査するとともに、法人の業務及び財産の状況を調査することとしており、令和元年度は次のとおり実施した。

開催年月日	議 案 等
R1. 5. 13 (参考) R1. 10. 8 R2. 4. 6	①平成30年度事業監査 ・平成30年度事業報告及び付属明細書 ・平成30年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び付属明細書並びに財産目録 (会計の事務処理に係る内部検査) ①令和元年度上期内部検査 ②令和元年度下期内部検査

(4) その他の会議等（開催・参加状況）

開催年月日	内 容 等	開催地
R1. 4. 9 4. 23 ～24 5. 13 5. 19 5. 27 5. 27 6. 12 7. 29	県すし業生活衛生同業組合第57回通常総会ならびに賛助会 都道府県指導センター事務局代表者会議【全国センター】 県公衆浴場業生活衛生同業組合懇親会 県クリーニング生活衛生同業組合通常総会表彰式 県美容業生活衛生同業組合第58回通常総代会 県理容生活衛生同業組合平成31年度第60回通常総代会 青森商工会連合会経営指導員等研修会（講師） 青森県知事表彰【青森県】	青森市 東京都 青森市 青森市 青森市 青森市 青森市 青森市

10. 3 ～4	北海道・東北ブロック職員協議会	青森市
10. 11	生衛改善貸付事務連絡協議会【日本政策金融公庫】	青森市
12. 19	事業報告書に関する説明会（公益財団法人向け）【県】	青森市
R2. 2. 6 ～7	都道府県センター事務担当者会議【全国センター】	東京都
2. 20 ～21	生活衛生営業経営指導員研修会【全国センター】	東京都

4 青森県公社等に関する事項

公社等とは、青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本指針第2条に定める、県が出資又は出捐等（以下「出資等」という。）を行う法人（地方独立行政法人を除く。）で、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人並びに県が25%以上出資等している一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人及び株式会社をいい、同基本指針に基づき、経営計画書の提出及び経営評価制度による評価を受けることとされており、青森県の出資等比率が約29%の当法人は青森県公社等として令和元年度については次のとおり資料等を提出し評価を受けている。

年 月 日	概 要
R1. 7. 11	経営評価シートの提出 ①基本情報（法人概要等）②財務③財務分析指標④課題等への対応状況 ⑤経営評価指数
R1. 6. 27	中期経営計画書（実績更新）の提出
R1. 8. 5	退職手当等引当金（連結財務諸表関係）の提出 ①退職手当等引当金及び賞与引当金算出票
R1. 12. 19	「平成30年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書」公表 【経営評価結果】概要 ○R1評価 A：概ね良好（参考：前年度はB） ○青森県公社等経営評価委員会からの意見 中期経営計画における具体的目標のうち、特に目標1「生活衛生指導事業」、目標3「調査・研修事業」、目標5「生活衛生関係営業振興事業」などで顕著な成果がみとめられるため、所管部局の総合評価（案）は妥当である。

5 参考（職員その他機関委員等就任状況）

職名 氏 名	機 関 名	委 員 会 名 等
事務局長 齋藤 稔	八戸市	八戸市地域保健医療対策協議会委員
振興部長 工藤 真哉	(公財)理容師美容師 試験研修センター	理容師美容師衛生実技試験委員
振興部長 工藤 真哉	(公財)理容師美容師 試験研修センター	管理理容師・管理美容師資格認定講習会講師

附 属 明 細 書

令和元年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。